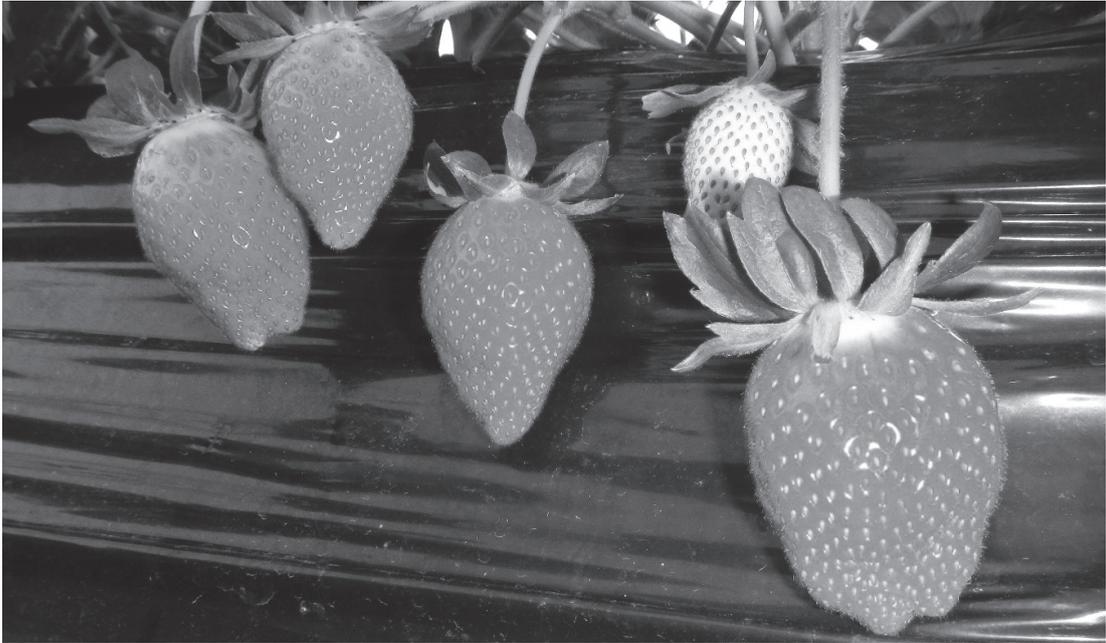


# 農業委員会だより

第12号 平成30年1月 編集発行 安中市農業委員会 382-1111 (内線1452)



会長あいさつ



安中市農業委員会  
会長 中島 武司

新春の候、日頃より農業委員会業務にご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年は、夏の日照不足等の天候不順により、農作物に悪影響があった中、農家の皆様の営農努力により、収穫時の水田は一面黄金の輝きとなり平年並の作柄となりました。米は日本の主要作物であり「日本の宝」であります。しかし、国内での生産・消費量は減少し続けています。そのため、新たな農業政策に期待し、今後の作付け計画を考えて行きたいと思っております。

さて、農業農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や農作物の価格低迷等の要因により、農地の荒廃が進んでおり、耕作放棄地等の問題が山積しています。そのため、改正農業委員会法が施行され、全国の農業委員会が新体制へと移行となりました。新たな取り組みとして、農地利用最適化の業務（耕作放棄地の発生防止・解消、担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進）が重要項目として強化していくこととなりました。この政策が日本の国土を守り、農地を農地として未来へ継承していく対策とならなければなりません。そのためには、各地域で「多面的機能の促進事業」等を積極的に利用し、美しく活力のある農村づくりを目指して取り組んでいただきたいと思います。

私達農業委員会は農業農村の代表として、新設された業務に加え、従来の農地中間管理事業を通じた賃借、あっせん等の承認業務や農地の権利移動、農地転用等の許認可業務を委員一丸となり、取り組んでまいり所存ですので、今後とも皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。挨拶といたします。

# 農業者の声を市政・議会へ

## 市長に意見書と議長に要望書を提出

農業委員会は、昨年11月20日「平成30年度安中市農政施策に関する意見書」を茂木英子市長に、また同日「平成30年度安中市農政施策に関する要望書」を齊藤盛久市議会議長に提出いたしました。この意見書・要望書は、農業委員会等に関する法律に基づき、意見や要望等を取りまとめ作成いたしました。また、意見書・要望書の提出は来年度予算編成を行うこの時期に農家の意向を本市の農業振興に反映させるため毎年提出しているものです。

### 1. 有害鳥獣対策について

個体数の増加や人への警戒心が希薄になるなど、様々な要因により昼間でも市街地に出没し、個々で行う対策だけでは防ぎきれない深刻な状況となっております。その結果、農家は農作物の被害だけでなく、営農意欲の減退となり更なる耕作放棄地が発生する事態が懸念されます。そのため現在実施している補助事業や被害防止計画等の周知徹底及び捕獲体制の更なる対策強化を講じていただきたい。

### 2. 新規就農者支援について

農家の高齢化・後継者不足や離農による耕作放棄地の増加など、さまざまな要因により地域の農業は厳しさを増しています。そのため新たな担い手となる新規就農者を増やすため関係機関と連携し就農支援体制や営農指導者の確保等の支援強化をしていただきたい。

また、現在の農業には農作業用機械等が必要不可欠であることから、補助事業の周知徹底をしていただきたい。

### 3. 認定農業者支援について

認定農業者又は人・農地プラン登載者で無ければ補助事業等の対象となりづらくなっていることから、小規模な農業者の営農がますます困難になると考えられます。そのため新たな認定農業者への支援体制や育成・確保のための更なる補助事業の充実及び販売ルートの新規開拓等の対策を強化していただきたい。

### 4. 女性農業委員登用について

「農業委員会等に関する法律」の改正点として女性が地域社会への一層の参画を図るため女性農業委員を積極的に登用する具体的な目標を掲げております。そのため本市においても女性の声を地域農業の推進に反映するため、農業委員への積極的な登用に向けた対応をしていただきたい。

### 5. 基盤整備事業推進について

優良農地の確保のため、中山間地や小規模で分散化した農地が多く担い手への農地集積が進まない地域に機構関連事業等の周知徹底及び事業推進をしていただきたい。

また、長期に



わたり停滞している野殿地区公害防除特別土地改良については地元の意向も強くなっているため、より一層の早期着工・完成に努めていただきたい。

### 6. 農業振興施策について

様々な要因で耕作放棄地が増加しているため、解消に向けた対策及び農作物等の推進対策を総合的に考えた農業振興施策が必要であると思われるため、そのための耕作放棄地解消及び農作物等の補助事業の周知徹底や更なる補助事業の強化をしていただきたい。



## 『適正管理で農地を守りましょう』

農地の所有者や権利者は、農地の適正な管理をしなければなりません。管理せず放置すると、雑草が繁殖し害虫の温床や鳥獣のすみか、ゴミの不法投棄をされるなど、近隣農地や住民に迷惑をかけることとなります。たとえ作付けを行わない農地であっても、草刈りなどの適切な農地管理を行い耕作放棄地にならないようにきちんと管理しましょう。

## 平成29年度農業委員会視察研修



農業委員  
柳澤 今朝孝

安中市農業委員会は、10月31日から11月2日の日程で、四国瀬戸内の農業振興先進地視察研修を行った。目的は温暖な地域における特産物栽培および管理状況や収穫物を利用した六次産業の取組み、耕作放棄地対策や先端技術施設について、見て聞いて実情を知り、今後の委員会活動に役立てるものです。

1日目は国産レモン生産量全国一の広島県で栽培中心地である生口島（いくちじま）を視察。花崗岩質の土壌と急傾斜地を利用して栽培が盛んであった。瀬戸田町のレモン谷と呼ばれる地区は一大産地で、果実の出荷だけでなく、レモン果汁、ジャム、レモンケーキなど加工品のブランド展開も行っていた。

2日目の愛媛県松山市では農業用機械エンジンや油圧装置の製造、トラクター組立の井関松山製作所を訪問。大型、小型、異なる装備のトラクターが、同じライン上で効率よく組立てられラインオフしていた。工場内に併設する植物生育診断、複合環境制御の先端技術を導入した太陽光利用型植物施設も見学した。

3日目の香川県小豆島では東洋オリーブ(株)を視察。ヨーロッパ地中海に似た気候を生かし、地元地区から畑を借受けた26haでオリーブを栽培。食用から加工食品、化粧品等を製造している。実際に稼働中の

工場内も視察した。自社店舗、通販、大手・高級デザート・スーパードで販売と説明された。

レモン谷では畑周辺にイノシシによる掘り跡がみられるが、電気柵の設置はなかった。オリーブ畑でも同様だが、鹿に幹の皮が食べられ枯死する被害もあり、頭数を減らすしか対策はない。耕作放棄地は農業者が高齢化で果樹植栽地の斜面に散見された。

視察では中山間地の安中市とは異なり、年間を通して温暖な気候を活かした作物を栽培し加工・販売まで行っていた。しかし農業者の高齢化、後継者不足は全国共通の悩みのようで、耕作放棄地、鳥獣被害も多く、抜本的な対策がないのが実状である。今回の視察研修では、収穫から出荷だけに留まらず、加工・販売まで含めた六次産業化が進めやすい特色ある作物で、収益面だけでなく働きがいや地域の特産品になるということを強く感じた。

今後の委員会活動、農業経営に役立つ事例を確認した視察研修であった。

### 農地転用・売買・貸借には、農地法の許可が必要です。

#### ◇農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち住宅用地や店舗用地、資材置き場、駐車場、山林などの用地に転換することです。

#### ◇一時的な農地転用は？

農地を一時的な資材置場、土採取場などとして利用する場合や、田・畑を埋め立てて農地造成する場合も転用になり、許可が必要となります。また、事

業完了後は、農地への復元が許可の条件となります。

#### ◇許可を受けないで無断転用したら？

農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や3百万円（法人1億円）以下の罰金という罰則の適用もあります。

#### ◇農地を売買・貸付する場合は？

耕作目的で農地を売買・貸付する場合には、農地法第3条の許可が必要です。

#### ◆申請窓口：農業委員会事務局（本庁1階）

#### ◆申請期間：毎月10日締め

（休日の場合は翌開庁日）

※様式は農業委員会又はホームページにあります。

### 農地の貸借には農地法の他に利用権設定があります。

#### ◇利用権設定とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の利用権（賃借権・使用貸借権）を設定することです。農地法第3条の規定による貸借の許可とは異なり、契約の自動更新はされず、期間の満了とともに契約は終了し、農地は所有者に返還されます。期間満了後は、両者の合意により更新し、継続して賃借することも可能です。

#### ◆申請窓口：農業委員会事務局（本庁1階）

#### ◆申請期間：毎月10日締め

（休日の場合は翌開庁日）

※様式は農業委員会又はホームページにあります。

「農業者年金に加入して、老後に備えましょう!!」

◆農業者年金の加入要件

次の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

- 一. 年齢要件：……60歳未満
  - 二. 国民年金要件：国民年金第1号被保険者
  - 三. 農業上の要件：年間60日以上農業に従事
- ※農地を所有していない農業者、家族従事者も加入できます。

◆農業者年金は積立方式

加入者自ら支払った保険料が将来の年金給付に使われる積立方式年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の仕組みです。

脱退も自由で、それまでに支払った保険料に応じた年金を受給することができます。

◆保険料は自由に選択

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できるので、経営の状況や老後設計などに応じていつでも見直すことができます。

◆税制上の優遇措置

- 一. 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- 二. 受けとる年金は公的年金等控除が適用
- 三. 運用益も非課税

◆終身年金

原則65歳から「農業者老齢年金」を受給できます。仮に終身年金加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、その時から80歳までに受けとれるはずだった年金総額の現在価値相当額が「死亡一時金」

として遺族に支払われます。

※詳しくは確水安中農業協同組合東部支所及び西部支所または農業委員会事務局まで

「家族経営協定を結びませんか?」

◆家族経営協定とは?

家族経営協定とは、経営方針や役割分担、将来の目標などについて家族間で十分な話し合いに基づき、文書により取り決めるものです。「家族だからわざわざ文書にしなくても分かり合っている」と思われるかもしれませんが、家族全員が働きやすい環境づくりを決めることが重要です。

◆家族経営協定を締結する目的は何ですか?

家族経営は、家族だからこそその良い点が沢山ありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

また、農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営へ参画する事で、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

家族経営協定の締結をきっかけで農業経営の改善や目指すべき家族経営の姿につながります。

◆協定後のメリット

- 一. 農業者年金保険料の助成が受けられます。
- 二. 夫婦の場合、青年就農給付金の上乗せが受けら

れます。

- 三. 農業改善資金などの低金利融資を受けられます。
- 四. 共同経営している配偶者や後継者も認定農業者になれます。

※メリットを受けるには、一定の条件があります。詳しくは農業委員会事務局まで



平成28年度は3組の家族協定が結ばれました

「全国農業新聞を読みませんか?」

農業経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

◆発行日：毎週金曜日

◆発行元：全国農業会議所

◆購読料：一ヶ月700円

※申込は農業委員会事務局まで